

公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針



平成 2 3 年 1 2 月

山 口 県

目 次

第 1 県産木材の利用促進の意義等	… 1
1 木材の良さ（木材の性質）	
2 県産木材の利用促進の意義	
第 2 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項	… 4
1 公共建築物等における木材の利用促進	
（1）木材の利用を促進すべき公共建築物	
（2）公共建築物での木材利用	
（3）建築材料以外での木材の利用促進	
（4）県産木材の利用促進等	
2 公共建築物の整備において考慮すべき事項	
（1）建築コスト及び部材の調達	
（2）品質が確保された部材	
第 3 県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標	… 9
1 木造化の推進	
2 内装の木質化の推進	
3 県産木材の利用促進	
4 森林バイオマスイエネルギー等の利用促進	
5 公共土木工事における利用促進	
第 4 公共建築物等の整備に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項	… 12
1 県産木材の品質の確保	
2 県産木材に関する情報の提供	
3 県産木材の生産、流通、加工体制の整備	
第 5 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関する必要な事項	… 14
1 市町方針策定を促進	
2 市町等への要請による木材の利用促進	
3 県民や民間事業者への理解促進と県産木材の利用促進	
4 推進体制	
（1）本庁における推進体制	
（2）出先機関における推進体制	
5 進行管理	
（1）県が整備する公共建築物における木材の利用に係る事前協議制の導入	
（2）県産木材利用計画・実績の公表	

公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、国の公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号。以下「国の基本方針」という。）に即して策定するものであり、山口県内の公共建築物等における木材の利用の促進を図るため、県産木材の利用促進の意義等、公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標、公共建築物等の整備に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項、その他公共建築物等における木材の利用の促進に関する必要な事項を定めるものです。

第1 県産木材の利用促進の意義等

1 木材の良さ（木材の性質）

木材は断熱性、調湿性に優れ、衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有するほか、循環利用できる再生可能な資源であり、エネルギー源として活用しても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な環境にやさしい資材です。

また、木材によって創出される生活空間は、人の健康面や心理面においても良い影響をもたらすことも明らかになっています。

2 県産木材の利用促進の意義

緑豊かな森林は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化の防止、快適な生活環境の保全、木材をはじめとした林産物の供給など、県民のくらしや産業活動を支える多面的な機能を持っています。

○ 水源のかん養

森林では、落葉・落枝などの堆積物や土壌生物が多く棲む表土が、スポンジのような役割を果たし、大量の雨水はゆっくりと河川に流されて洪水を防ぎ、渇水時には貯蔵された水が少しずつ流れ出て濁水を緩和します。

○ 県土の保全

森林は、樹木の根を張り巡らせ、土壌をしっかりと固定し、土壌の崩壊を防止するとともに、落葉や下草などによって地表が覆われているため、降雨等による土壌の侵食や流出を抑えています。



○ 地球温暖化の防止

森林は、その成長の過程で光合成により、地球温暖化の主要な原因となっている二酸化炭素を吸収・固定しています。そして、二酸化炭素が固定された木材を利用することは、長期間にわたり、二酸化炭素の大气への放出を抑制することになります。

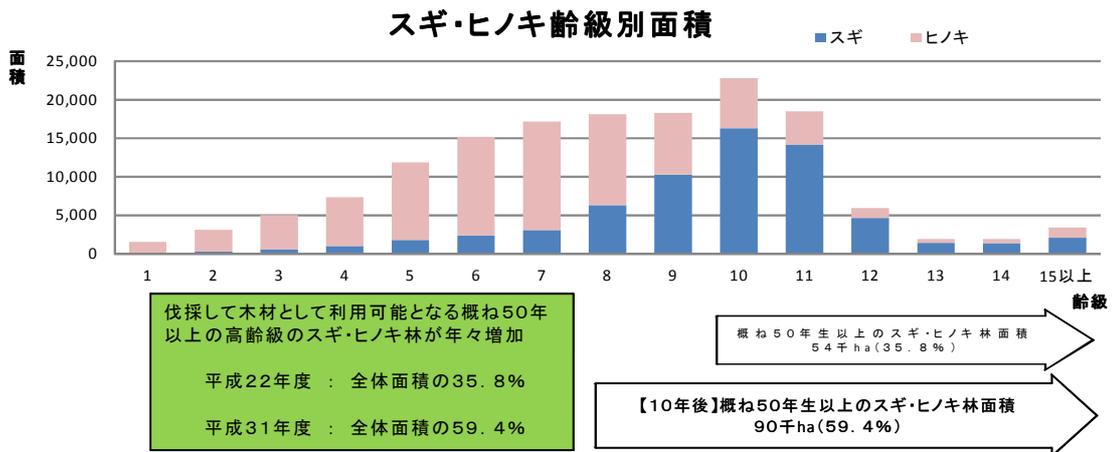
○ 快適な生活環境の保全

森林は、美しい景観の形成や憩いの場を提供するとともに、強風や騒音等から私たちを守る働きがあり、快適な生活環境の保全に貢献しています。

○ 生物多様性の保全

森林は、野生動植物に生息・生育する場を提供し、生態系や生物種、遺伝子の保全など、生物の多様性を保全する働きを持っています。

しかしながら、林業生産活動を通じて育まれてきた森林は、資源として充実し、利用可能な段階を迎えつつある一方、農山村の過疎化や高齢化、担い手の減少、木材価格の低迷など林業を取り巻く経営環境の厳しさから、林業生産活動は停滞し、手入れが行き届かず荒廃した森林が増加するなど、森林の持つ多面的な機能の発揮が懸念される状況となっています。



このような中、県産木材（県内で生産された木材を県内製材工場等で製材・加工された木材）の利用を促進することは、林業生産活動の再生を通じた森林の適切な整備につながり、森林の持つ多面的な機能の持続的な発揮や農山村をはじめとする地域経済の活性化に資することになります。



このため、公共建築物において県産木材を利用することにより、多くの県民が木に直接触れ合い、木の良さを実感でき、木材の特性やその利用促進の意義について、県民の理解の醸成を効果的に図ることが期待できます。

また、公共建築物に県産木材を利用することにより、県産木材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の民間分野における県産木材の利用促進、さらには、建築物以外の各種工作物の資材、各種備品等の原材料及び森林バイオマスエネルギー源としての利用の拡大といった波及効果も期待できます。



美祢・来福台県営住宅での木材利用



優良県産木材使用住宅



木質ペレットストーブでのエネルギー利用



治山ダムでの木材利用



土木工事看板での木材利用



机など備品における木材利用

第2 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

公共建築物等を整備する場合、建築材料としての利用や建築材料以外のエネルギー源としての利用など、県産木材の総合的な利用を促進します。

- 県や市町、民間事業者が整備する学校、社会福祉施設などの公共建築物における木材の利用を促進
- 公共建築物における木造化、内装の木質化を促進
- 森林バイオマスエネルギー利用など建築材料以外での木材の利用も促進

1 公共建築物等における木材の利用促進

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進する公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、次の建築物が該当します。

- ① 学校（校舎等）
- ② 社会福祉施設（児童福祉施設等）
- ③ 運動施設（武道館、体育館等）
- ④ 社会教育施設（図書館、美術館等）
- ⑤ 病院、診療所
- ⑥ 公営住宅等（県・市町営住宅等）
- ⑦ 庁舎等
- ⑧ その他 ①～⑦に類する施設



萩市立椿西小学校

(2) 公共建築物での木材利用

木材の利用を促進すべき公共建築物に該当するものについては、木造化に努めるとともに、木造化が困難と判断される公共建築物を含め、内装の木質化を促進します。

ア 木造化の促進

建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、木造化に努めるものとします。

ただし、当該公共建築物に求められる機能の観点等から、耐火性が求められるなど、木造化が困難と判断される次の施設等は除くものとします。

- ・ 災害時に活動拠点となる災害応急対策活動に必要な施設
- ・ 治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- ・ 危険物を貯蔵又は使用する施設
- ・ 伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は文化財を収蔵若しくは展示する施設等

○ 木造化を促進する上での問題点

→ 【防火上の制限】

<具体例>

- ・ 高さ13m、軒高9m、延床面積3,000㎡超の建築物は、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造としなければならない。

○大規模の建築物の主要構造部		
高さ、軒高	階数	
13m、9m超	4～	※ 耐火建築物
	3	※ 1時間準耐火の措置等
	2	※ 1時間準耐火の措置等 又は30分の加熱に耐える措置等
	1	
13m、9m以下		3,000㎡以下 ※ その他の建築物 木造が可能

3,000㎡超

- ・ 高さ13mか軒高9m超、若しくは延床面積1,000㎡超の建築物は、1,000㎡以内毎に防火壁の設置や防火区画を計画しなければならない。

対象となる建築物	区画の面積	区画の構造
高さ13mか軒高9m超もしくは床面積1,000㎡超の大規模木造建築	1,000㎡以内毎	・防火壁(自立する耐火構造の壁) ・特定防火設備

- ・ 「防火地域」、「準防火地域」では、階数や規模により耐火建築物や準耐火建築物とすることなどの制限がある。

対象地域	制限内容
防火地域	木造化が困難 ・ 2階建以下で延べ床面積100㎡以内：準耐火建築物 ・ それ以外：耐火建築物
準防火地域	2階建以下で延べ床面積500㎡以下であれば、木造化が可能 ・ 3階建以下で延べ床面積1,500㎡以下：準耐火建築物 ・ それ以外：耐火建築物



低層の公共建築物において木造化を促進

※ 高さ13m、軒高9m以下で延床面積1,000㎡以下の建築物は、重点的に木造化を促進し、延床面積1,000㎡超、3,000㎡以下の建築物についても可能な限り木造化を促進

イ 内装の木質化の促進

低層、高層にかかわらず、また、木造化が困難な建築物も含め、全ての公共建築物において内装の木質化に努めるものとします。

○ 内装の木質化を促進する上での問題点

→ 【防火上の制限】

<具体例>

- ・建築物の用途や規模等により、不燃材料等燃えにくい材料の使用等が義務付けられる。但し、居室の床と床面からの高さ1.2m以下の腰壁部分については、制限を受けない。

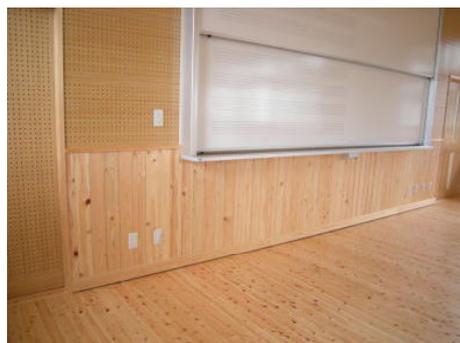


公共建築物における内装の木質化を促進

※ 居室等の床と床面からの高さ 1.2m以下の腰壁部分や間仕切り等において積極的に木材を利用



山口県立萩商工高等学校特別教室



下松市立公集小学校校舎

(注)

- 1 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用するものとし、木造と非木造の混構造も含めるものとします。
- 2 「内装の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用するものとします。

(3) 建築材料以外での木材の利用促進

公共建築物を整備する際には、建築材料としての木材の利用に加え、森林バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に努めるとともに、机・書棚等についても、木材を使用したものの利用を促進するものとします。

また、公共土木分野では、間伐材等の木材の利用の促進に努めるものとします。

ア 森林バイオマスエネルギーの利用

森林バイオマスは、地球温暖化防止への貢献はもとより、地域のエネルギー資源としても注目されており、コスト等勘案しつつ、公共施設への木質ボイラー等の導入を促進するものとします。

イ 備品等における木製品の利用

机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材を原材料とした製品の活用に努めるものとします。

ウ 公共土木工事における利用

公共土木工事においては、自然環境や生態系に配慮した工法の採用等が求められる場合もあり、耐久性など性能やコスト等を勘案し、間伐材等木材の利用の促進に努めるものとします。



林道の木製擁壁

(4) 県産木材の利用促進等

公共建築物等を整備する際には、県産木材をできるだけ使用するよう努めるとともに、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された木材（国等による環境物品等の調達の推進に関する法律に規定する特定調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たす物品等）等を選択するよう努めるものとします。

2 公共建築物の整備において考慮すべき事項

(1) 建築コスト及び部材の調達

建築コストの低減を図るため、比較的安価な住宅建築用部材を利用するなど設計上の工夫を図るとともに、一般に多く流通している住宅建築用部材を使用することにより、円滑な木材調達に努めるものとします。

なお、木材は、伐採から製材、乾燥等の工程に一定期間を要することから、木材の調達期間も考慮した建設計画を検討するものとします。



木材の流れ

○ 建築コスト上の問題点

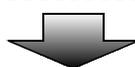
大規模な木造建築物では、特別規格となる長尺・大断面の木材を使用することが多くなるため、部材経費が割高となり、RC造よりも建築コストが増大

規模別の建築コスト（山口県）

規模 (㎡)	工事費単価の平均 (円/㎡)	
	木造	RC
~500	267,000	277,000
500~1,000	291,000	220,000
1,000~3,000	291,000	206,000

○ 部材調達上の問題点

中小零細な製材事業者が大半を占める本県木材産業の現状では、長尺・大断面の集成材等の円滑な供給が困難な状況



安価で流通量の多い住宅建築用部材の使用を促進



公共建築物における県産木材の利用促進

(2) 品質が確保された部材

公共建築物の整備に当たっては、木材の強度や乾燥など品質の確保が求められることから、日本農林規格 J A S 製品の使用と合わせ、本県独自に取り組んでいる「優良県産木材認証制度」の公共建築分野での活用を図るものとします。

(参考) 優良県産木材認証制度〔認証機関：やまぐち県産木材認証センター〕

住宅分野において、木材の強度や乾燥などの認証基準について検査を行い、品質が認められた木材を「優良県産木材」として認証する本県独自の制度

第3 県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

県が整備する公共建築物等においては、県産木材を一本でも多く利用することとし、整備された公共建築物を活用しながら、木の良さや県産木材利用の意義について、県民の理解を促進し、県産木材のより一層の利用拡大に努めます。

- 低層の公共建築物については原則として木造化を促進するため、公共建築物の木造化促進基準を設定
- 公共建築物においては、低層・高層にかかわらず内装の木質化を積極的に推進
- 公共建築物の整備等に利用する木材は、原則として県産木材を使用
- 建築コストの低減や円滑な部材調達と、地域の建築関係者の技術が活用できる住宅建築用部材の利用を促進
- 強度や乾燥等品質の確保された「優良県産木材認証制度」認証材やJAS製品の利用を促進
- 森林バイオマスエネルギー利用の積極的な推進をはじめ、公共土木工事等においても間伐材等木材の利用を促進

1 木造化の推進

県が整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は、主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物について、原則として木造化に努めることとし、木造化を促進する基準は別表のとおりとします。



美祿・来福台県営住宅

2 内装の木質化の推進

県が整備する公共建築物においては、低層・高層にかかわらず、県民の目に触れる機会が多いと考えられる箇所や壁面の腰壁、床など、内装の木質化が適切と判断される部分について、木質化を積極的に図ります。



県立下関武道館

3 県産木材の利用促進

公共建築物の整備等に利用する木材は、原則として、県産木材の使用に努めます。

また、公共建築物の整備に当たっては、建築コストの低減や円滑な部材調達と、地域の建築関係者の技術が活用できる住宅建築用部材の利用を図るとともに、木材の強度や乾燥等品質の確保された「優良県産木材認証制度」認証材やJAS製品の利用を促進します。

4 森林バイオマスエネルギー等の利用促進

県が整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、維持管理コスト等を考慮しつつ、森林バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの積極的な導入を図るとともに、机、書棚などの備品の整備に当たっても、木製品の積極的な活用に努めます。

5 公共土木工事における利用促進

公共土木工事については、木材が利用可能な工種、工法において、耐久性など求められる性能やコスト等を勘案し、間伐材等木製品の利用に努めます。



治山ダムでの木材利用



木製床固工での木材利用



丸太防風柵工での木材利用



木製ブロック積工での木材利用



パーゴラでの木材利用

公共建築物の木造化促進基準

重点取組

建築物の用途	対象施設	1棟当たり延べ床面積	
		1,000㎡以下	1,000㎡超～3,000㎡以下
学校	校舎等	2階建以下は木造	2階建以下、2,000㎡未満で可能なものは木造
社会福祉施設	児童福祉施設、身体障害者福祉施設等	法令の範囲内で可能なものは木造	
運動施設	武道館、体育館等	平屋建は木造	平屋建、2,000㎡未満で可能なものは木造
社会教育施設	図書館、美術館、博物館等	2階建以下は木造	2階建以下、2,000㎡未満で可能なものは木造
病院、診療所	入院施設あり	2階建以下は木造 (但し、2階建は、2階床面積が300㎡以上のものは要準耐火構造)	2階建以下で可能なものは木造 (但し、2階建は、2階床面積が300㎡以上のものは準耐火構造)
	入院施設なし	2階建以下は木造	2階建以下で可能なものは木造
公営住宅等	県・市町営住宅、職員宿舍、集会所等	2階建以下は木造 (但し、2階建は、2階床面積が300㎡以上のものは要準耐火構造)	2階建以下で可能なものは木造 (但し、2階建は、2階床面積が300㎡以上のものは準耐火構造)
庁舎等	庁舎、駐在所等	2階建以下は木造	2階建以下で可能なものは木造

- (注)
- ① この基準で示す建築物の高さは、13m以下で軒高9m以下のものとする。
 - ② 上記以外の施設でも積極的に木造化を検討する。
 - ③ 防災・保安施設等特殊な目的を有する建築物はこの限りでない。
 - ④ 学校、運動施設、社会教育施設は、建物の用途に供する延床面積2,000㎡以上になる場合、準耐火建築物としなければならない。
 - ⑤ 病院等(入院施設有)、公営住宅等のうち2階建てについては、2階床面積300㎡以上になる場合、準耐火建築物としなければならない。
 - ⑥ 社会福祉施設は、関係法令による各種の制限がある。
 - ⑦ 防火地域及び準防火地域等法令に基づき、木造化、内装等の木質化が困難とされる建築物についてはこの限りでない。
 - ⑧ 純木造が困難な場合には木造と非木造の混構造の採用を検討するものとする。
 - ⑨ 他構造と比較して建築コストが大幅に増加する場合は、木材利用による効果等を含め総合的に判断するものとする。

第4 公共建築物等の整備に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- 品質の確保された優良県産木材やJ A S製品の安定供給を促進
- 県産木材の利用を促進するため、木材に関する総合的な情報を提供
- 県産木材の生産、流通、加工体制の整備を促進

1 県産木材の品質の確保

公共建築物の整備に当たっては、木材の強度や乾燥など一定の品質を確保するため、本県独自に認証基準を設け取り組んでいる「優良県産木材認証制度」に適合した認証材の安定供給を図るとともに、製材工場等におけるJ A S認定の取得や検査体制の強化などJ A S製品の供給に努めるものとします。



優良県産木材認証検査（寸法精度）



優良県産木材認証検査（木材強度）

2 県産木材に関する情報の提供

山口県森林組合連合会や山口県木材協会等の木材関係団体は、公共建築物等の整備に係るニーズを的確に把握し、そのニーズに対応した製品の開発情報や規格、価格等に関する総合的な情報提供に努めるものとします。

3 県産木材の生産、流通、加工体制の整備

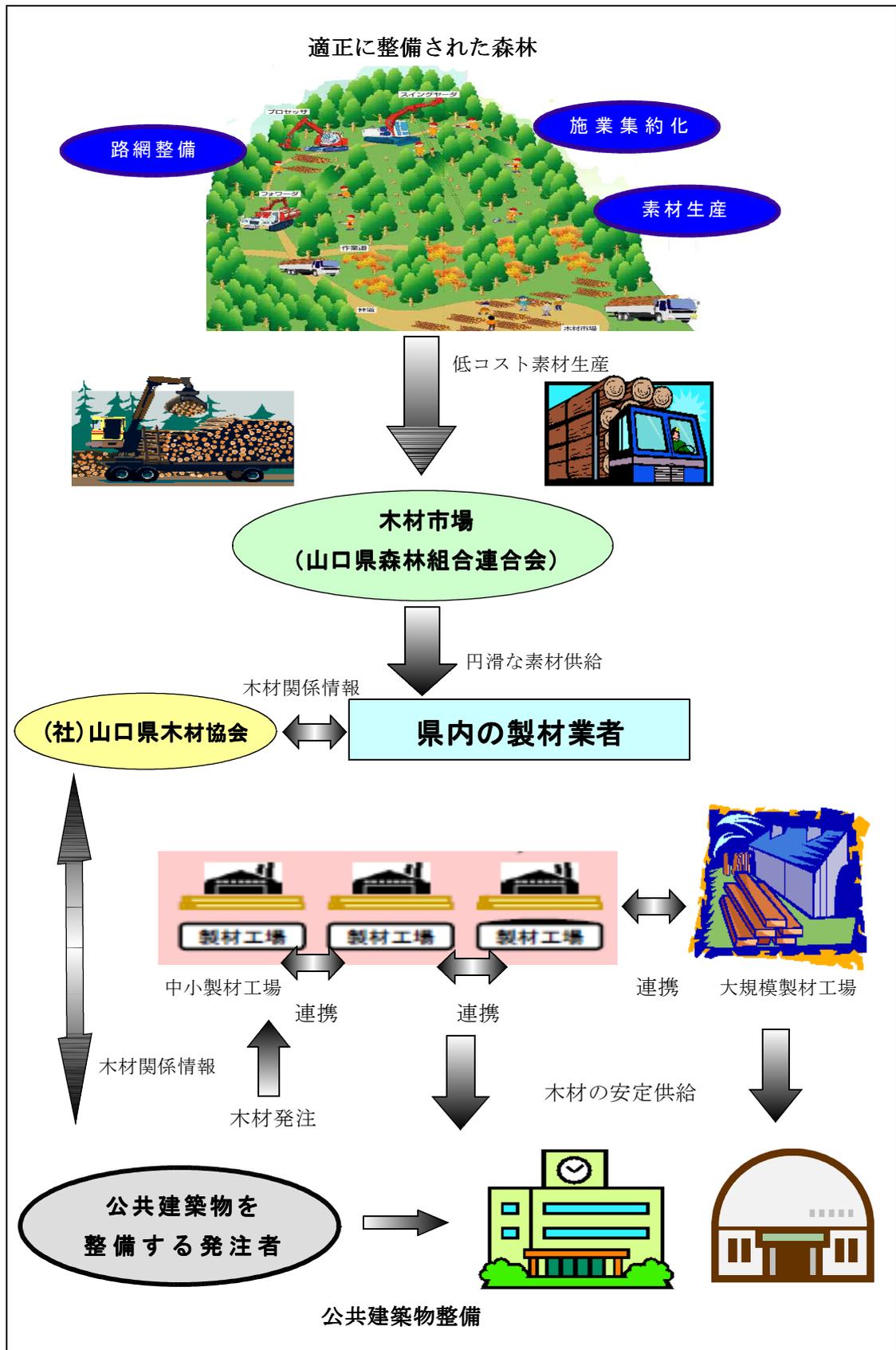
公共建築物に利用する木材の円滑な供給を確保するため、森林・林業関係者は、施業の集約化や林内路網の整備等を図り、林業の生産性の向上に努めるものとします。

また、森林組合や木材製造業者は、木材の安定供給を確保するため、木材供給に係るネットワーク化を図るとともに、建築部材の標準化を促進し、品質の確保された木材の安定的な供給に努めるものとします。



高性能林業機械（ハーベスタ）による造材作業

県産木材の安定供給体制の整備



第5 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関する必要な事項

- 県産木材の利用を県・市町が一体となって推進するため、県・地域段階における推進体制を整備
- 公共建築物の整備計画段階における事前協議制の導入

1 市町方針策定を促進

県は、法第9条に規定する市町が当該市町の区域内の公共建築物における木材利用促進に関する方針の策定を促進します。

2 市町等への要請による木材の利用促進

県は、市町等の公共建築物を整備する者に対して、木造化及び内装の木質化等による木材の利用について普及啓発を図るとともに、補助事業を活用して、公共建築物の整備を行う場合、可能な限り県産木材を利用するよう要請します。

3 県民や民間事業者への理解促進と県産木材の利用促進

県は、市町及び木材協会等と連携しながら、木材の特性やその利用の意義についての理解を促進するため、この基本方針を踏まえ整備された公共建築物を活用し、木材利用の普及啓発を積極的に取り組み、公共建築物以外の住宅等民間部門の建築物における県産木材の利用を促進します。

4 推進体制

(1) 本庁における推進体制

公共建築物等における県産木材の利用の促進を図るため、農林水産部長を会長として、知事部局、教育委員会、公安委員会の関係課長を構成員とする「県産木材利用推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、公共建築物の整備等についての情報交換や計画・実績の検証等を行います。

(2) 出先機関における推進体制

地域における県産木材の利用を促進するため、県農林事務所と市町で構成する「地域県産木材利用推進会議」を設置し、県産木材の利用の促進を図ります。

5 進行管理

(1) 県が整備する公共建築物における木材の利用に係る事前協議制の導入

営繕担当課等で構成する県産木材利用促進チーム(以下「利用促進チーム」)を設置し、公共建築物の整備計画段階において、公共建築物を整備する主管課と利用促進チームが事前協議を行い、木造化及び内装等の木質化について検討するとともに、県産木材の利用促進に係る課題等について協議します。

(2) 県産木材利用計画・実績の公表

県は、毎年1回、当該年度の公共建築物の木造化及び木質化の整備計画と前年度の整備実績を公表します。

